刑　法

注　意　事　項

Ⅰ　試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。

Ⅱ　解答用紙は 1 枚配付します。

Ⅲ　解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。

Ⅳ　解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。

Ⅴ　設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。

Ⅵ　試験時間は 60 分です。

Ⅶ　問題は 1 ページにあります。

刑　法

X は、知人である Y の家で、A 店に電話をかけ、同店に勤務する友人 B と電話をしていたところ、B が店長 A から長話はダメだと説教されて電話を切られた。立腹した X は、再三にわたり電話をかけ直して B への取次を求めたが、A に拒否された上、侮辱的な言葉を浴びせられて憤慨し、A 店に押しかけようと決意して、Y にも同行を求めた。Y は同行を渋っていたが、X は Y を強く説得し、一緒にタクシーで A 店に向かった。X はタクシー内で、実際には A とは面識がないのに、「俺は顔が知られているから、お前が先に行ってくれ。喧嘩になったら俺が加勢するから」などと言い、さらには A を殺害することもやむを得ない、との意思の下に、「やられたらこのナイフを使え」と Y にナイフを持たせて、A 店付近に到着後、Y を同店の出入口付近に行かせ、X 自身は少し離れた場所で待機していた。

Y は、A とは面識もないのでいきなり暴力を振るわれるようなこともないだろうと X の指示を待っていたところに、突然、A 店から出てきた A に X と取り違えられ、いきなり襟首を掴まれて引きずり回された上、手けん等で顔面を殴打されてコンクリートの路上に転倒させられ、足蹴りにされたため、殴り返すなどしたものの、A の勢いが止まることはなかった。Y は、X の加勢も得られない中で、X の先ほどの指示通りにナイフを使用して自分の身を守ろうと思い、再度殴りかかってきた A の首を数回刺し，A に左後頸部刺創による左後頸部血管損傷等の傷害を負わせた。

Y に刺された A はその場にうずくまって Y への攻撃をやめたので、Y はその隙に逃げ出した。X も、A 店の従業員が騒ぎを聞いて警察に通報したことから、ここにいると面倒なことになると思って逃げ出した。

A はその後すぐに救急車で病院に搬送され、医師の治療を受けて、一旦は容体が安定したものの、数時間後、容体が急変し、上記左後頸部血管損傷等の傷害に由来する脳機能障害により死亡するに至った。この間、A が医師の指示に従わず安静に努めなかったことが治療の効果を減殺した可能性があることが指摘された。

X 及び Y の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く）。

以　上